

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の確認として、下記1と2について、それぞれ書類を提出してください。提出できる書類の内容により、必要に応じ複数の書類を用意してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1. 証明者における被証明者の経験等が確認できる書類

(1) 経營業務の管理責任者としての経験

- ア 被証明者が証明者の役員・支配人であったことを確認できる登記事項証明書（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等）
- イ 被証明者が証明者の役員・支配人・令3条に規定する使用人であったことを確認できる建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等（証明者が建設業許可を受けたものである場合）
- ウ 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控の写（原本提示）（個人事業主が自己証明する場合）

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）

にある執行役員等としての経営管理経験の場合

- ア 執行役員等の地位が経營業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認できる業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ウ 建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていることを確認できる定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

(3) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験の場合

- ア 被証明者が準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の補佐経験の期間を確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ 証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずる地位（事業専従者等）であったことが確認出来る確定申告書等
- オ その他、準ずる地位にあって経營業務を補佐していたことを確認できる書類

※行っていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の場合

- ア 被証明者が常勤役員等を直接補佐する地位にあることが確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ その他、被証明者の地位や経験等を確認することができる書類

⑨ 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

2 証明者における建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 証明者が建設業許可業者である場合、建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、事業年度経過後の変更届出書
- イ 証明者が建設業を営業していたことが確認できる工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写(原本提示)
- ウ その他、建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の常勤性を証明するものとして、次のいずれかの書類を提出してください。

- ア 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る—原本提示)
- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)
- オ 確定申告書

{	法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示)
	個人においてはその写(原本提示)
- カ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)
- キ 所属企業の雇用証明書(氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)の写(原本提示)《被雇用者に限る》

⑨ 「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

⑨ 令和7年12月1日まで、有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお手元にお持ちの場合は、従来どおり本人確認書類とすることが可能です。

⑨ 確定申告書について、令和7年1月以降の書面の申告分については、受付印の確認を行いません。(電子申告の場合は、令和7年1月以降も税務署の受信通知を確認します)

事務連絡
平成20年3月11日

各地方整備局等建設業担当課 殿
各都道府県建設業主管課 殿

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第7条等の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。

許可を受けようとする者が健康保険の適用事業者^(注)である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書の写し（以下、「健康保険被保険者証等」という。）により常勤性の確認が可能であるが、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）

後期高齢者等の常勤性の確認については、健康保険被保険者証等に代わる書類として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

（注） 法人の事業所及び常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用事業所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

現行：75歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。

そのため、以下により常勤性が確認可能

- ・ 健康保険被保険者証により勤務地が記載されている
- ・ 健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業者の名前が記載されている

新制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

- ・ 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
- ・ 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

2. 健康保険被保険者証等に代わる確認書類

(1) 対象者

(2) の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

- ① 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
- ② 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者
- ③ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

(2) 確認書類

- 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者 該当届」
- 7月1日に対象者を雇用しているとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎届」

* 詳細は、下記 URL で確認

(参考)

・ 「後期高齢者医療制度」について

厚生労働省HP

「医療制度改革に関する情報」↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info02d.html>

・ 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」について

社会保険庁HP

パンフレット「事業主のみなさまへ（平成19年4月より厚生年金保険の新しい仕組みが始まります。）」↓

<http://www.sia.go.jp/inform/pamph/index.htm#p1>